別表第三を次のように改める。

別表第三（第六条関係）

施設を中心として半径4km以内の人口（巡回診療車（船）は診療区域における対象人口）	1施設当たり額（基本額と加算額との合算額）	
	基本額	加算額（年間入院件数が1件以上ある場合）
500人以下	89,031円×年間診療実日数	17,831円×年間入院日数
501人以上1,000人以下	71,521円×年間診療実日数	
1,001人以上2,000人以下	67,929円×年間診療実日数	
2,001人以上	63,069円×年間診療実日数	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の規定は、平成二十六年度分の調整交付金から適用する。

○厚生労働省令第六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十五第一項及び第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中ホをヘとし、ニの次に次の一号を加える。

ホ　従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十七号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「、労働時間等設定改善推進助成金」を削る。

第二十五条から第二十七条までを次のように改める。

第二十五条から第二十七条まで　削除

第二十八条各号列記以外の部分中「中小事業主」を「中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第一号中「中小事業主で」を「中小企業事業主で」に改め、「厚生労働大臣」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、同号ロ中「ロに規定する計画にロ(3)(iv)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。）」を削り、同号ロ(1)及び(2)並びに同条第二号及び第三号中「中小事業主」を「中小企業事業主」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十五条の規定により労働時間等設定改善推進助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する当該労働時間等設定改善推進助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十八号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三第一項第一号の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の二第二項第三号中「第二条第二十七号」を「第二条第二十八号」に改める。

附　則

この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）の一部の施行に伴い、並びに生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の規定に基づき、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第七号中「教育訓練給付金」の下に「（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練に係るものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十二　雇用保険法附則第十一条の二第一項の規定により支給される教育訓練支援給付金